

# 島建 会報

2016 Vol.139



「島根県土木等技術職員の建設工事現場派遣研修」に関する覚書の締結で握手する「島根県土木部長と中筋会長（8ページ）」の

## 平成28年度 通常総会／通常代議員会

- 2 建設業協会、建災防県支部、技士会、建産連  
農林連合会、青年部会

## 6 委員会（平成27年度報告）

### 建設業協会

- 8 県土木部と職員派遣研修で覚書締結  
会員現状調査の公表

## 9 平成28年度 事業予定

## 建災防島根県支部

- 10 特別安全衛生パト実施中  
熱中症対策を徹底しよう！

## 建退共島根県支部

- 12 退職金請求書の変更  
平成27年度事業報告

## DCプラン

- 16 マッチング拠出制度

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成28年7月1日発行

# 平成28年度 通常総会

建設業  
協会

## 中筋会長を再任

# 信頼される

県建設業協会は5月26日、定時総会を開催。任期満了に伴う役員改選で中筋豊通会長（出雲地区協会長）の再任をはじめ新役員と協議員を選任した。

中筋会長はあいさつの中で、「建設業が広く県民から信頼・感謝され、地域に根付いた優良企業として評価されるよう会員の皆様と共に頑張る」と決意を述べた。

また、全建表彰伝達式も行った。

### 平成28・29年度 新役員

- ▷会長  
中筋 豊通（出雲地区協会長）
- ▷副会長  
金津 任紀（松江地区協会長）  
室谷 卓治（浜田地区協会長）  
渡辺 栄三（隠岐地区協会長）
- ▷専務理事  
見継 敏博（新）
- ▷常務理事  
辻 友博
- ▷理事  
神庭 民生（松江）  
古藤 年雄（松江）  
平井 幸範（安来地区協会長）  
中田 孝幸（安来）  
植田 耕志（雲南地区協会長）  
梅木 秀昭（雲南）  
佐藤 和彦（仁多地区協会長・新）  
蔦川 正夫（仁多・新）  
今岡余一良（出雲）  
長岡 秀治（出雲）  
堀 博彦（大田地区協会長）  
黒田 突義（大田・新）  
福井 竜夫（邑智地区協会長）  
浜 慎一（邑智）  
河野 博（浜田）  
森本 恭史（益田地区協会長・新）  
宮地 正浩（益田）  
中谷 保宣（鹿足地区協会長）  
三浦 浩（鹿足）  
竹田 二鎬（隠岐）
- ▷監事  
大島 未久（安来・新）  
都間 正隆（雲南）  
上原 謙二（邑智）

### 平成 28年度 全建表彰 受賞者

#### 【第2条】役員

後藤 浩二（後藤建設・雲南）

#### 【第4条】企業

サビイ（松江）      小畑土建（雲南）  
岡山産業（邑智）      豊生建設（浜田）

#### 【第5条】個人

渡部 務（松江土建・松江）      一瀬 郁毅（平井建設・安来）  
陶山 久登（陶山建設・雲南）      藤江 宏司（フクダ・出雲）  
日向 高弘（東幸建設・大田）      川上 幾雄（オーサン・邑智）  
安部 朋伸（山崎建設・隠岐）      長沢 数磨（花岡組・隠岐）



# 通常代議員会

4回足時総会

## 産業へ



建災防  
県支部

## 中筋会長を再任

建災防島根県支部は5月26日、通常代議員会を開催。役員改選で中筋豊通支部長（出雲分会）を再任したほか、新役員を選出した。



### 平成28・29年度 新役員

▷支部長

中筋 豊通（出雲分会長）

▷副支部長

渡辺 栄三（隠岐分会長）

金津 任紀（松江分会長）

室谷 卓治（浜田分会長）

▷常務理事

辻 友博

▷理事

平井 幸範（安来分会長）

植田 耕志（雲南分会長）

佐藤 和彦（仁多分会長・新）

堀 博彦（大田分会長・新）

福井 竜夫（邑智分会長）

森本 恭史（益田分会長・新）

中谷 保宣（鹿足分会長）

▷監事

都間 正隆（雲南）

上原 謙二（邑智）

大島 末久（安来・新）

# 平成28年度 通常総会

## 技士会

### 長岡会長を再任

県土木施工管理技士会は5月24日、通常代議員会を開催。役員改選で長岡秀治会長（出雲支部）を再任したほか、新役員を選出した。

#### 一般社団法人 全国土木施工管理技士会 連合会表彰

三浦 浩（三浦土木）	永島 隆哉（丸永建設）
徳永 信（松江土建）	谷本 義弘（山崎組）
堀 恭幸（堀建設）	上田 剛史（事務局）

#### 島根県土木施工管理技士会会長表彰

江藤 潤（真幸土木）	篠田 操（中田建設）
小玉 比登志（藤原建設）	小川 正志（サンエイト）
清水 渡（中筋組）	塚田 淳也（安井組）
漆谷 茂（漆谷建設）	甲斐 浩一郎（イワミ工業）
渡辺 賢（原工務所）	佐々木 正和（日新建設）
川崎 真弘（西ノ島建設）	



### 平成28・29年度 新役員

- ▷会長  
長岡 秀治（出雲支部）
- ▷副会長  
原 諭（浜田支部）  
堀江 洋一（松江支部）  
福井 竜夫（邑智支部）  
田中 孝仁（安来支部・新）
- ▷専務理事  
見継 敏博（新）
- ▷理事  
吉岡 直樹（松江支部）  
平井 徹（安来支部・新）  
香川 昇司（雲南支部）  
渡部 伸二（雲南支部・新）  
大谷 誠二（仁多支部）  
内田 政己（仁多支部・新）  
梅野 直宏（出雲支部）  
黒田 突義（大田支部）  
小谷 良司（大田支部・新）  
小畑 亮二（邑智支部）  
今井 久晴（浜田支部）  
森本 恭史（益田支部・新）  
高橋 宏聡（益田支部）  
堀 邦至（鹿足支部）  
三浦 浩（鹿足支部）  
稲葉 良一（隠岐支部）  
徳畑 信夫（隠岐支部）
- ▷監事  
中筋 廣昭（松江支部）  
毛利 栄就（浜田支部）

## 建産連

### 専門工事業推進会議を設置

県建設産業団体連合会（建産連、会長・中筋豊通 県建設業協会会長、15団体）は6月10日、通常総会を開催。15年度決算、16年度事業計画・予算を承認した。

事業計画では、全国建産連に専門工事業委員会が新設されたことを受け、県建産連でも専門工事業推進会議を設置し、専門工事業が抱える諸課題に取り組むことを申し合わせた。また、総合工事業や専門工事業、建設関連業が共通の課題について意見集約

し、業界の声を行政に届ける活動に重点的に取り組むことを確認した。



# 会／通常代議員会

農林  
連合会

## 中筋会長を再任

設業協会等と連携した要望活動や意見交換会の開催などが計画されている。

農林建設業協会連合会は、5月26日、通常総会を開催し、27年度決算や28年度事業計画予算等を承認した。また、役員改選で中筋豊通会長を再任した。

事業計画では、例年通り、研修会の開催や上部団体である全国農村整備建設業協会・全国森林土木建



### 平成28・29年度 新役員

- |  |  |  |
|--|--|--|
| ▷会長<br>中筋 豊通（出雲農林協会会長）                     | ▷理事<br>金津 任紀（松江農林協会会長）<br>平井 幸範（安来農林協会会長）<br>植田 耕志（雲南農林協会会長）<br>佐藤 和彦（仁多郡農林協会会長・新）<br>堀 博彦（大田農林協会会長・新）<br>福井 竜夫（邑智農林協会会長）<br>宮地 正浩（益田農林協会会長・新） | ▷監事<br>都問 正隆（雲南）<br>上原 謙二（邑智）<br>大島 末久（安来・新） |
| ▷副会長<br>渡辺 栄三（隠岐農林協会会長）<br>室谷 卓治（浜田農林協会会長） |  |  |
| ▷常務理事<br>辻 友博                              |  |  |

青年  
部会

## 新部会長に木村氏（豊洋）

県建設業協会青年部会は6月15日、通常総会を開き、任期満了に伴う役員改選で新部会長に木村直樹氏（豊洋）を選任した。木村部会長は中国地方建設青年交流会の会長も務める。

### 平成28・29年度 新役員

- |   |  |  |
|---|--|--|
| ▷部会長<br>木村 直樹（豊洋・松江）                        | ▷幹事<br>金山 英之（大前組・松江）<br>金津 式彦（カナツ技建工業・松江）<br>吉田 隆志（松江土建・松江）<br>中村 善之（佐藤組・松江）<br>渡部 勇一（渡部建設・安来）<br>森島 拓也（森島建設・雲南）<br>日野 和人（日野建設・雲南）<br>吉川 朋実（吉川工務店・仁多）<br>山崎 育男（山崎組・出雲）<br>内藤 圭司（今岡興産・出雲） | 大野 剛（中筋組・出雲）<br>佐藤 精一（佐藤組・出雲）<br>岡山 勝樹（岡山産業・邑智）<br>町田 公平（町田土建・邑智）<br>岡田 誠（岡田建設・浜田）<br>室谷 文統（江津土建・浜田）<br>河野 一郎（浜田土建・浜田） |
| ▷副部会長<br>波多野 圭（はたの産業・大田）<br>教重 智文（三木工務店・浜田） |  | ▷監事<br>大畑 雅敬（大畑建設・益田）<br>渡辺 崇（渡辺工務店・隠岐）  |
| ▷幹事長<br>今岡 幹晴（今岡工業・出雲）                      |  |  |
| ▷運営専務<br>松浦 健吉（まるなか建設・松江）                   |  |  |

# 委員会

## 【土木・建築・労働委員会】

各委員会は、平成27年度は2回の委員会を開催し、これまで委員会にて取りまとめた様々な事項を整理し、その内容について島根県担当者との意見交換会を行いました。

### 【土木委員会】

#### 1. 地域を守る建設業者存続のために

- ①土木一式工事と法面処理工事の取扱いについて
- ②小規模工事の単価について
- ③新たな「地域共同企業体制度」について
- ④除雪オペレーターの育成について
- ⑤合材・砕石単価の山間部の区分について

#### 2. 円滑な設計変更対応について

- ①ブロック積擁壁における岩着基礎の設計について
- ②ブロック積擁壁における天端コンクリートの設計について
- ③県産ヒノキ材合板型枠の取扱いについて
- ④道路維持管理業務委託における除草の処分費について
- ⑤道路維持管理業務の除草単価及び経費について
- ⑥歩道用再生密粒度アスコン（2 t ダンプでの現着単価）の採用について
- ⑦砂防・治山ダム工事及び足場工における積算について
- ⑧請負金額の変更対応について
- ⑨市場単価にある鉄筋工の鉄筋スペーサーについて
- ⑩中層混合処理工の運搬費等について
- ⑪設計図書の不備への対応について（発注図面の適正化）
- ⑫土木工事に伴う支障物件等の早期移転に関して
- ⑬下水道工事におけるTVカメラ搭載車運搬費用の設計計上について

#### 3. 労務単価の設定方法について

- ①ガードマンの費用について
- ②労務単価について

#### 4. その他

- ①下請負人通知書について
- ②主任技術者等に対する知事表彰について



**【建築委員会】**

**1. 地域を守る建設業者存続のために**

- ①入札参加資格審査申請について
- ②計画的な発注と適正な工期・単価設定について
- ③島根県が行う支援事業の拡充について
- ④積算等に係る事項について
- ⑤離島の公共工事設計積算（建築工事）は「見積書」を徴取して積算に反映願いたい。

**2. 円滑な設計変更対応について**

- ①設計段階での特記仕様書・設計図の精査について
- ②仮設工事の計上について

**3. 労務単価の設定方法について**

- ①適切な労務単価の設定について



**【労働委員会】**

**1. 労務単価の設定方法について**

- ①労務単価の更なる引き上げについて
- ②人材確保の為に労務単価について
- ③離島の設計労務単価の新規設定について

**2. 人材の確保・育成について**

- ①若手人材確保、建設業のイメージアップについて
- ②しまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の評価について
- ③休日の確保について
- ④人材の確保・育成に関する事業



**3. その他**

- ①入札参加資格審査における消防団協力事業所の加点について

**【建設業協会 委員一覧表】（平成28・29年度）**

◎委員長 ○副委員長

	総務運営委員 (地区協会長)	土木委員	建築委員	労働委員
理事	—	◎ 長岡 秀治	◎ 今岡 余一良	◎ 神庭 民生
		○ 宮地 正浩	○ 古藤 年雄	○ 中田 孝幸
		浜 慎一	梅木 秀昭	蔦川 正夫
		三浦 浩	河野 博	黒田 突義
				竹田 二鎬
松江	金津 任紀	吉岡 直樹	原田 正治	佐藤 尚士
安来	平井 幸範	松原 一夫	木下 聡	中島 和訓
雲南	植田 耕志	陶山 義久	中澤 豊和	藤原 昌一
仁多	佐藤 和彦	内田 政己	勝山 学也	大谷 誠二
出雲	◎ 中筋 豊通	北村 広	金築 邦彦	福代 明正
大田	堀 博彦	植田 達喜	神門 敦	田原 裕司
邑智	福井 竜夫	上原 謙二	河野 勝信	小畑 亮二
浜田	室谷 卓治	原 諭	永井 武彦	今井 久師
益田	森本 恭史	草野 一三	植木 誠	澄川 邦男
鹿足	中谷 保宣	栗栖 厚公	堀 善彰	村上 英司
隠岐	○ 渡辺 栄三	竹田 栄人	森 政美	野村 吉秀

# 建設業協会

## 県土木部と職員派遣研修で覚書締結



県土木部と県建設業協会（中筋豊通会長）は5月16日、県庁で「島根県土木等技術職員の建設工事現場派遣研修に関する覚書」を締結した。

建設工事の適切な施工を確保するため、発注者は迅速で適切な指示をする責務がある。このため、県では職員を工事現場に派遣し、受注者の立場に理解を深めることで、公共工事の円滑な執行につなげる。

調印式で、富樫篤英土木部長は「受注者の立場を

### 受注者理解深める機会に

理解し、発注者として適切な指示ができる職員の養成が急務」として、研修機会の確保について協力を依頼。中筋会長は「適切な施工をする上で、受発注者がお互いの立場や状況を理解し、協力することが大切」とし、積極的に協力したいと述べた。

研修の対象は16年度以降、総合土木職または林業職に採用された職員。このうち、初めて県土整備事務所などの地方機関に配属となった職員で、配属後1～2年目の職員を派遣する。新規採用職員が中心となるが、例えば採用後に本庁配属となった場合、地方機関配属後に研修の対象となる。

技術管理課によると、16年度に総合土木職または林業職に採用された職員は、本庁配属も含めて約30人だという。

研修では、県が発注した一般土木工事現場で、現場代理人や主任（監理）技術者の補佐業務、屋外での軽作業などに充たす。派遣先は県と建協との間で調整の上で決定。期間は下半期（10～3月）の平日3日間で原則、同一工事に3日連続で派遣される。

## 会員現状調査を公表しました

平成23年度から、業界の現状把握と今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に毎年年末から年始にかけて、「会員現状調査」を実施しています。

会員企業の皆様には年末年始のお忙しい中、調査にご協力を賜りまして誠にありがとうございました。調査結果は、協会ホームページに掲載していますので、是非ともご活用ください。



# — 平成28年度 事業予定 —

島根県  
建設業協会

建災防  
島根県支部

島根県  
土木施工  
管理技士会

島根県農林  
建設業協会  
連合会

7

●4(月)、5(火)  
建設業経理検定試験受験準備講習会2級

8

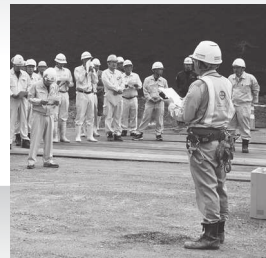
●25(木)  
第12回総務運営委員会  
島根県との意見交換会  
●26(金)  
島根県建設産業人材確保・育成推進協議会  
●31(水)~9/1(木)  
2級土木施工管理技術検定受験準備講習会

9

●1(木)  
国土交通省中国地方整備局との意見交換会  
●9~11月  
高校生の現場見学会

●20(火)  
県土特別安全パトロール結果報告会  
●29(木)  
第53回全国建設業労働災害防止大会(名古屋市)

●7(水)  
現場見学会



10

●21(金)  
中国ブロック地域懇談会  
平成28年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会(岡山市)



11

12

●12~3月  
土木・建築・労働委員会

1

●安全祈願祭



2

●支部長会議

3

●理事会  
●研修会

## 建災防島根県支部

# 特別安全衛生 パトロールを 実施中

島根労働局、島根県、建設業協会、建災防合同により  
県内11地区にて現場を点検。

9月20日には県土特別安全パトロール結果報告会を開催します。

### 【重点点検項目】

#### 安全書類

- ①災害防止協議会の記録整備
- ②リスクアセスメントの実施
- ③足場等の始業前点検表の保存



#### 現場管理

- ①墜落・転落災害の防止措置
- ②建設機械・クレーン等の立ち入り禁止措置
- ③崩壊・倒壊災害の防止措置
- ④熱中症対策

# 熱中症対策を徹底しよう!



新規入場者教育や安全訓練等で教育を行いましょう。

- 熱中症の原因と症状について
- 熱中症の予防対策について
- W B G T 値測定器の活用
- 熱中症発生時の救急措置について

## 熱中症の留意事項

- ① 暑さに慣れない梅雨明けが一番危険
- ② 睡眠不足、二日酔いに注意
- ③ 一日三食を心掛けましょう
- ④ 高血圧症等の服用者は特に注意

## 対策用品の紹介



### ヒエヒエ Cool Back (neck)



サイズ：フリー

商品コード：No. 988024  
2,160 円（税込）

### New すずしん帽



商品コード：No. 987804  
860 円（税込）

### 冷え帽



色：ブラック  
サイズ：フリー

商品コード：No. 988023  
1,940 円（税込）

### 「そ〜かい」くんII



商品コード：No. 981120  
930 円（税込）

### 熱中症アラーム



（黒球式熱中症指数計）

商品コード：No. 974931  
7,330 円（税込）

### 熱中症指標計 (W B G T-213A)



商品コード：No. 974909  
35,590 円（税込）

# 建退共島根県支部

## 平成28年6月1日より退職金請求書の様式を変更いたします。

建退共におきましては、下記のとおり退職金請求書の様式変更に伴い、提出していただく必要書類を変更させていただきますので、6月以後に会社を退職され退職金を請求される被共済者の方には、新様式の退職金請求書（様式第7号、帯線が緑色のもの）をご利用いただくようご指導をよろしくお願い申し上げます。

### 1. 退職金請求書等の変更点

- (1) 退職金請求書の「3. 退職所得申告書欄」を「退職所得確認欄」に変更。
- (2) 上記(1)に伴い、退職金請求書の裏面に税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書（兼）退職所得申告書」を掲載。

※「退職所得の受給に関する申告書（兼）退職所得申告書」に個人番号記入欄が設けられたことから、当該申告書の提出にあたっては申告者の個人番号や身元の確認ができる書類を提出していただくことが必要です。（詳しくは、新様式の退職金請求書（様式第7号、帯線が緑色のもの）をご覧ください。）

### 2. 旧様式について

旧様式の退職金請求書（様式第7号、帯線が青色のもの）の在庫がある場合には、廃棄していただくようお願いいたします。

## 平成27年度事業報告

### ・島根県支部業務状況

#### 処理件数

	新規加入 (契約申込)数	新規手帳 申込数	手帳更新 申請数	退職金 請求数	加入・履行 証明数
平成23年度	52	853	8,373	823	811
平成24年度	63	781	8,165	828	823
平成25年度	24	872	8,164	655	788
平成26年度	32	858	8,222	615	789
<b>平成27年度</b>	<b>39</b>	<b>925</b>	<b>8,084</b>	<b>656</b>	<b>774</b>

#### 現況

	共済契約者 (加入事業所)数	被共済者 (労働者)数
平成24年3月末	1,410	28,214
平成25年3月末	1,349	28,069
平成26年3月末	1,310	28,230
平成27年3月末	1,291	28,432
<b>平成28年3月末</b>	<b>1,302</b>	<b>28,666</b>

# 退職金請求書

様式 第 007号 KN **退職金請求書(建退共)**

建設業退職金共済事業本部 殿  
 請求にあたっては、**退職金請求書(コピー不可)**に**共済手帳**、**住民票(コピー不可)**及び「**退職所得の受給に関する申告書**」兼「**退職所得申告書**」を添えて提出して下さい。

1. 退職金を請求される方のご記入下さい。

請求年月日	平成	年	月	日	退職金請求事由 発生年月日	昭	平	年	月	日	
請求人(本人又は遺族)	現 住 所	フリガナ	ト・ドウ フ・ケン	〒		都・道 府・県	市・区 郡		電話番号 ( ) -		
	氏 名	フリガナ	遺族請求の場合 [被共済者との続柄]		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 必ず押印				
	被共済者番号	別	生	月	日	明	大	昭	平	年	月
	被共済者氏名	〔カタカナにて請求者記入〕		請求事由	職 種						
共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月をご記入下さい。 →		冊 目	交 付 年 月		昭	平	年	月			



2. 振込金融機関についてご記入下さい。

振込金融機関	振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/>	金融機関の窓口で口座名義人、普通預金口座番号等の確認印をもらって下さい。	
	金融機関名	漁業協同組合・ネットバンクは、お取扱いできません。 { } { } 銀行 信用金庫 信用組合    本店 支店 出張所 農業協同組合 商工中金 信託銀行 労働金庫    本所 支所		金融機関確認印 印
	口座名義人 〔請求人と同じ〕	「カタカナ」で記入して下さい		ご担当者印
	預金種目	口座番号(右詰めで記入※)	金融機関コード	振込先店舗コード
	普通預金			

※口座番号が6ケタ以下の場合は、番号の先頭に「0」を加えてご記入下さい。

退職所得確認欄

以下のA~Cの該当区分に○印を記入していただき、裏面の「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」に必要事項を記入して提出して下さい。  
 この申告書の提出(記入)がない場合は、退職金の20.42%(復興特別所得税を含む)に相当する額を源泉徴収いたします。  
 ただし、被共済者が死亡し遺族の方が請求される場合は、提出する必要はありません。

区 分	事 由
A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない。
B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある。
C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年内に退職手当等の支払を受けたことがある。

3. 証明欄

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します。

平成 年 月 日

証 明 者

契約者番号 (建退共の共済契約者のみご記入下さい。)

住 所 〒

事業所名

代表者名

電 話 ( ) -

㊟

様式 第 007号 KN

※太線内のみご記入下さい。(赤太線内は振込先金融機関で記入していただき、確認印をもらって下さい。)

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日 豊島 税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書		支払者受付印 	
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階		現住所	〒
	名称 (氏名)	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部		氏名	◎
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3		個人番号	
				その年1月1日現在の住所	

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
	② 退職の区分等	一般 [ ] 生活 [ ] 育 [ ] 無 [ ] 障害 [ ]	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年
			うち 重複	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑤ ③と④の勤続期間のうち、うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年
	うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	うち 重複勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
			⑧ うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年	⑪ うち ⑦と⑩の通算期間	有 自 年 月 日 年	無 自 年 月 日 年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額 (円)		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
				市町村民税	道府県民税			
B	一般	・	・			・	一般・障害	
	特定役員	・	・			・	一般・障害	
C	・	・	・			・	一般・障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。  
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。  
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06 改正

(規格 A 4)

## 個人番号及び身元確認のための書類

### 個人番号及び身元確認のための書類

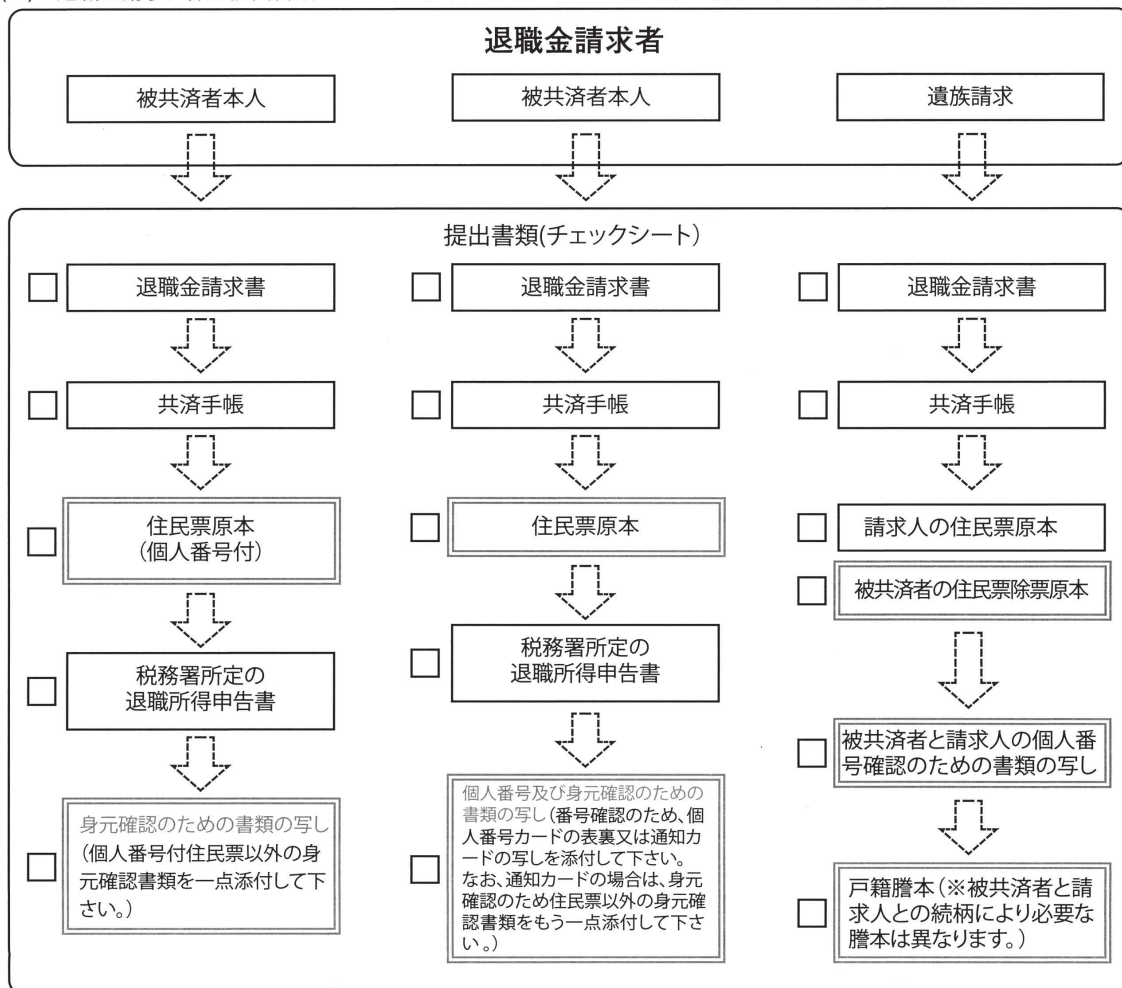
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、**個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。**

個人番号の確認	身元の確認
1.	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">個人番号カード</div> <span style="margin-left: 20px;">（※1 表面と裏面の写し）</span>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">通知カードの写し 個人番号付住民票の原本</div> <div style="text-align: center;">                     または   </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     運転免許証、パスポート、資格の証明書                      健康保険の被保険者証、年金手帳、                      在留カード、特別永住者証明 等の写し                      （※2 いずれか1点の添付）                 </div> </div>	
2.	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。                 </div>

- ※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。
- ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

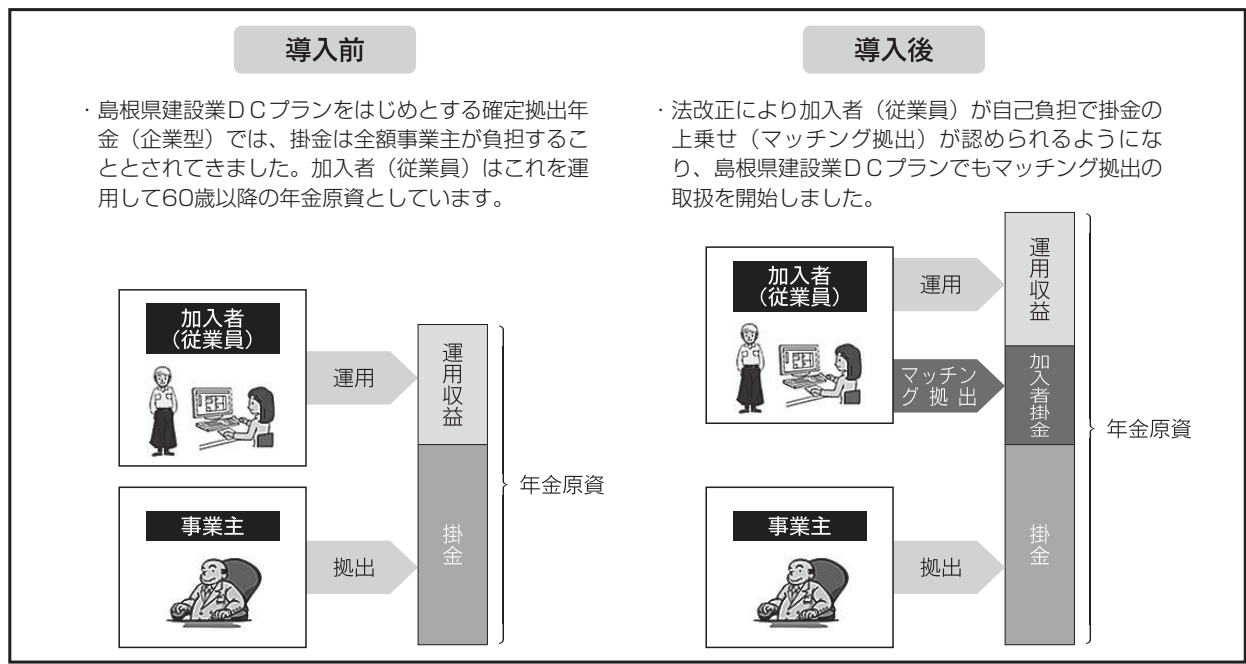
- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。



# DCプラン

## マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在10年が経過し、加入事業所が94社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

### （参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。  
運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老齢給付金：年金・雑所得（公的年金等控除適用） 一時金・退職所得（退職所得控除適用）*</li> <li>■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税</li> <li>■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税 （法定相続人1人当たり500万円まで非課税）</li> <li>■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税</li> </ul>



## （公財）建設業福祉共済団からのお知らせ

# 育英奨学金前期分25,242,000円 208名に給付!!

### ◆ 前期分208名に給付

共済団は6月24日、平成28年度の育英奨学金の前期分（平成28年4月～9月まで）として要保育児9名、小学生52名、中学生37名、高校生67名、大学生等43名の計208名に対し25,242,000円を給付しました。

### ◆ 育英奨学金制度とは

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は7,772人、累計給付額は14億4,654万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、**共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要**です。

◎給付額は以下のとおりです。

	要保育児	小学生	中学生	高校生	大学生等
月額	12,000円	12,000円	16,000円	18,000円	39,000円
年額	144,000円	144,000円	192,000円	216,000円	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（公財）建設業福祉共済団 TEL (03) 3591-8451

平成28年4月より、  
労働安全衛生推進事業  
スタート! 詳しくはHPへ。

# 公益財団の 建設共済保険

## 法定外労災補償制度

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

### 完成工事高契約会員加入状況

平成28年6月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会 員 加入率(%)
松江	51	76.1
安来	19	100.0
雲南	41	87.2
仁多	14	93.3
出雲	52	66.7
大田	13	38.2
邑智	36	92.3
浜田	20	34.5
益田	6	22.2
鹿足	10	52.6
隠岐	21	63.6
合計	283	64.9

事業主のみなさん、この機会に「大きな安心」にお入りください。

## 公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関: (一社) 島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17

TEL0852-21-9004 FAX0852-31-2166

「建設共済保険」の他にも、  
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供  
に対して、要保育期間および小学校から大学までの  
在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索

<http://www.kyousaidan.or.jp/>